

件名	愛媛県手数料条例の一部を改正する条例
主管課	財政課（農産園芸課 都市計画課 建築住宅課）
根拠法令等	建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律(16年6月2日公布 17年6月1日施行) 景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による建築基準法の一部改正(16年6月18日公布 17年6月1日施行) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律(17年6月22日公布 18年3月1日施行) 所得税法等の一部を改正する法律による租税特別措置法の一部改正(17年3月31日公布 17年4月1日施行) 租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(17年3月31日公布 17年4月1日施行)

【改正の概要】

1 建築基準法関係

（新設された主な手数料）

種 類		金 額
特例容積率適用地区関係	建築物の特例容積率の限度の指定	78,000 円 + (2 を超える敷地の数 × 28,000 円)
	建築物の高さの特例許可申請	160,000 円
景観地区関係	建築物の高さ、壁面の位置又は敷地面積の特例許可	160,000 円
	建築物の高さに関する制限〔斜線制限〕の適用除外の認定	27,000 円
既存建築物の工事関係	工事の全体計画の認定申請	27,000 円

2 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）関係

登録格付機関（サンプリング検査により製品が JAS 規格に適合していることを判定する機関）の登録制度が廃止されたことに伴い、登録申請手数料を廃止する。

3 租税特別措置法・施行令関係

優良宅地造成認定申請手数料・特定の民間再開発事業認定申請手数料について法律及び政令の条項ずれに伴い、規定整備を行う。

施行日	公布日。ただし、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律関係については、18年3月1日施行
-----	---

【その他参考事項】

1 建築基準法の改正の概要

(1) 地震・火災等に強い建築物再生・密集市街地の改善促進による安全・安心なまちづくり

既存不適格建築物に関する規制の合理化（2つ以上の工事に分ける段階的改修を認める。）

特例容積率適用地区制度の拡充・一団地認定制度の創設

（地区内で容積率を移転することが可能）

(2) 良好な景観の形成を図るための景観地区の創設

2 JAS法の改正の概要（公益法人改革に対応した登録認定機関制度の改善等）

登録格付機関制度が廃止され、登録認定機関から製造工程の認定を受けた製造業者等が JAS マークを貼付する仕組みに一本化される。